

○山梨市再生可能エネルギー発電設備設置指導要綱

平成27年12月22日

告示第99号

(目的)

第1条 この告示は、山梨市内における再生可能エネルギー発電設備の設置に関し必要な事項を定め、その適正な設置を誘導することにより、良好な自然、景観及び生活環境との調和を図り、設置区域及びその周辺地域における災害の防止に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電設備 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項に規定する設備をいう。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号及び第2号に規定する建築物及び特殊建築物の屋根又は屋上に設置するものは、除く。
- (2) 設置事業 発電設備の設置事業行為をいう。ただし、次に掲げる場合は、その全ての事業を対象とする。
 - ア 同一事業者が既に設置を終えている発電設備に接続してさらに事業を行う場合
 - イ 同一事業者が施工中の設置事業に接続してさらに事業を行う場合
 - ウ 同一事業者が同一の場所かつ時期において発電設備を分割させて事業を行う場合
- (3) 発電事業 発電設備における発電及び売電行為をいう。
- (4) 事業者 発電設備を設置し、又は管理しようとする者をいう。
- (5) 事業区域 発電設備を設置しようとする区域をいう。
- (6) 地元住民等 事業区域が所在する行政区長、事業区域に隣接する土地又は家屋の所有者又は居住者及び設置事業により災害その他の生活環境への影響を受ける恐れがある者をいう。

(適用の範囲)

第3条 この告示の適用範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 太陽光発電設備全般
- (2) 風力発電設備全般
- (3) 水力発電設備全般
- (4) 地熱発電設備全般

(5) バイオマス発電設備全般

(6) 前各号に掲げるもののほか、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第2条第4項第6号において政令で定めるもの

(事業者の責務)

第4条 事業者は、関係する法令、例規その他の県又は市が定める事項を遵守するほか、事業区域、周辺地域の自然、景観及び生活環境に十分に配慮するとともに、事故、公害及び災害（次項において「事故等」という。）を防止し、地元住民等と良好な関係を保つものとする。

2 事業者は、事業実施に伴い事故等が発生したとき、又は地元住民等と紛争が生じたときは、自己の責任において誠意をもってこれを解決し、再発防止のための措置を講ずるものとする。

3 事業者は、発電事業終了後の発電設備の処理について、自己の責任により、撤去等適正に行うものとする。

(事前協議)

第5条 事業者は、設置事業を計画したときは、再生可能エネルギー発電設備設置事業事前協議書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出し、計画の内容、土地利用方法及び工事施工方法等について、市長と事前に協議するものとする。

(地元住民等への説明)

第6条 事業者は、次条に規定する届出を行う前に、設置事業について、地元住民等に対する説明会を開催し、理解を得るとともに、不安を取り除く努力をしなければならない。ただし、次に掲げる設置事業は、除く。

(1) 太陽光発電設備であって発電出力が50キロワット未満のもの

(2) 風力発電設備であって発電出力が20キロワット未満のもの

(3) 水力発電設備であって発電出力が20キロワット未満のもの

2 事業者は、前項に規定する説明会を開催したときは、次条第1項第1号に規定する再生可能エネルギー発電設備設置事業説明会報告書（様式第3号）を作成するものとする。

(設置事業届)

第7条 事業者は、設置事業に着手する30日前までに、再生可能エネルギー発電設備設置事業（新設・変更）届出書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。ただし、前条第1項各号に規定する設置事業は、除く。

(1) 再生可能エネルギー発電設備設置事業説明会報告書（様式第3号）

(2) 法人の登記簿謄本（事業者が法人の場合）

- (3) 位置図
- (4) 公図（字図）（隣接地を含むもので、地番、所有者その他の市長が必要とする内容が記載されたもの。）
- (5) 土地利用計画図（造成を伴う場合は造成計画図その他の市長が必要とする書類を添付すること。）
- (6) 工作物設計図（平面図、立面図及び断面図）
- (7) 排水施設構造図
- (8) 関係法令の許認可等の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定は、届け出た事項を変更しようとする場合も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 事業区域の面積、建築面積又は工作物設置面積の規模（次号において「事業規模」という。）が縮小するとき。
- (2) 事業規模の拡大が3割未満であるとき。
- (3) その他市長が必要ないと認めるものとき。

（指導）

第8条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

（完了届）

第9条 事業者は、設置事業が完了したときは、速やかに再生可能エネルギー発電設備設置完了届（様式第4号）に、設置事業の施工前、施工中及び施工後の写真を添付して市長に提出するものとする。ただし、第6条第1項各号に規定する設置事業は、除く。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。